

金融庁における法令適用事前確認手続（回答書）

平成 19 年 11 月 9 日

殿

金融庁監督局

銀行第一課長 氷見野 良三

平成 19 年 10 月 11 日付けをもって照会のあった件につきまして、金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則 3. (3) の規定に基づき、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会対象法令（条項）を所管する立場から、照会者（代理人と含む）から提示された事実のみを前提に、照会対象法令（条項）との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、事実が記載と異なる場合、記載されていない関連事実が存在する場合、関係法令が変更される場合などには、考え方方が異なるものとなることもあります。また、本回答は、もとより、検査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束しうるものではありません。

記

1. 回答

照会のあった法人の名称「特定非営利活動法人遺言信託支援機構」については、信託業法（以下「法」という。）第 14 条第 2 項の規定に違反しうるものと考えます。

2. 当該事実が照会法令の適用対象となることに関する見解及び根拠

法第 14 条第 2 項は、信託会社でない者が、信託会社であると誤認されるおそれのある文字を用いることを禁止しております。

誤認されるおそれがあるか否かの判断は、社会通念に照らして、総合的に判断することが適当と思料されます。ただし、法第 14 条第 1 項で、信託会社の商号中に「信託」という文字の使用を義務付けていることに鑑みると、信託会社でない者がその名称又は商号中に「信託」という文字を用いている場合は、「信託会社と誤認されるおそれがある」場合に該当する可能性が高いと考えます。

照会のあった法人の名称「特定非営利活動法人遺言信託支援機構」については、上記に照らし、名称中に「信託」という文字を用いていることや信託業に関連性のある業務を行うこと等を総合的に判断すると、「信託会社と誤認されるおそれがある」と思料するに足りると考えられることから、法第 14 条第 2 項の規定に違反しうるものと考えます。

以上